

越谷市空家等の売却及び有効活用等に関する情報提供同意書

年 月 日

越谷市長 様

I 同意者

市が協定を締結している公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会越谷支部に、本同意書の情報を提供することに同意します。

現住所	〒		
ふりがな			
氏名			
電話		FAX	
E-mail			
空家所在地	越谷市		

※記入された個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、本相談の目的以外には利用いたしません。

II 空家等の希望相談内容（希望するものに○ 複数可）

- | | |
|--------------|------------------|
| 1. 現状のまま賃貸希望 | 5. 解体後、更地にして売却希望 |
| 2. 現状のまま売却希望 | 6. 修繕後、賃貸・売却を希望 |
| 3. 管理を希望 | 7. 地元のために使用してほしい |
| 4. 解体のみを希望 | 8. その他（ ） |

III 空家等の情報

同意者の権利関係	<input type="checkbox"/> 建物及び土地の所有者 <input type="checkbox"/> 建物の所有者 <input type="checkbox"/> 建物及び土地の相続人 <input type="checkbox"/> 建物の相続人 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
空家期間	（昭和・平成・令和）_____年頃から空家	
管理状況	<input type="checkbox"/> 月に1回以上 <input type="checkbox"/> 数ヵ月から半年に1回程度 <input type="checkbox"/> 1年に1回程度 <input type="checkbox"/> 数年に1回程度 <input type="checkbox"/> 管理していない	
補修の要否や費用負担等	<input type="checkbox"/> 即使用可能 <input type="checkbox"/> 改修が必要 <input type="checkbox"/> 解体が必要	<input type="checkbox"/> 費用は所有者が負担 <input type="checkbox"/> 費用は購入者又は借主が負担
特記事項 (抵当権有無、相続登記等の必要性、入居条件等)		

★裏面の「IV 越谷空家バンクへの登録」もご確認ください

IV 越谷空家バンクへの登録（登録希望者は口にチェック）

越谷空家バンクへの登録を希望します。

空家バンクとは？

空家の賃貸や売却を希望する所有者から提供された情報を広く紹介し、利用希望者とのマッチングを行う制度です！

こんな方は空家バンクへの登録がおすすめ！

- 1 空家を相続したけど今後どうしよう
- 2 長年所有している空家を活用したい
- 3 貸したり売ったりしたいけどリフォームや解体するお金がない

越谷市空家バンク

越谷市 越谷特別市民ガーヤちゃん
宅建協会

空家等の所有者 ← ①募集 → 越谷市空家バンク → ③利用希望 → 空家等の利用希望者

②物件提供 → 越谷市空家バンク ← ④契約 → 空家等の利用希望者

④契約 → 空家等の所有者 ← 越谷市空家バンク → ④契約 → 空家等の利用希望者

④契約 → 空家等の所有者 ← 越谷市空家バンク → ④契約 → 空家等の利用希望者

どんなメリットがあるの？

- ・市と宅建協会が連携しているから安心！
- ・所有者はリフォームや解体をせずに登録ができる！
- ・物件によっては利用者が自分好みにDIYできる！

詳しくは、市のホームページでもご確認ください！

※既に宅地建物取引業者に媒介等を依頼している物件は登録することはできません。

また、売買等を希望する場合は、所有者等全員の同意が必要となります。

【市処理欄】

受付 No		登録日	/ /	契約日	/ /
受付日	/ /	登録抹消日	/ /	契約内容	<input type="checkbox"/> 売買
現調日	/ /	登録変更日	/ /		<input type="checkbox"/> 賃貸